

平成30年第1回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成30年 2月27日(火) 15時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第 1号 専決処分について(学校医の委嘱及び解職について)

議第 2号 専決処分について(見附市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について)

議第 3号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4号 見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 5号 平成30年度一般会計予算案(教育関係)に関する意見の聴取について

議第 6号 平成29年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

議第 7号 教職員(管理職)人事の内申について

○出席者(5名)

教 育 長 長 谷 川 浩 司

委 員 小 林 弘 武

委 員 武 田 一 夫

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長 (こども課長)	長谷川 仁
教育総務課長	吉原 雅之
学校教育課長	阿部 佳介
まちづくり課長	曾我 元
学校教育課長補佐	糀谷 正夫
こども課長補佐	高藤 英紀
教育総務課副主幹	小此鬼 明
非常勤職員	目黒 祥太

15時00分開会

教 育 長

只今より、平成30年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員5人全員でございます。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告事項 報告1「小・中・特別支援学校卒業式への臨席について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

会議に先立ちまして、議案の訂正をお願いします。お手元に配布した訂正文のとおり、議第6号「平成29年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係

予算の原案について」、15ページ及び28ページについてですが、減額補正を予定していましたが、財政当局との調整により補正しないこととしたため、削除するものでございます。恐れ入りますが訂正をお願いします。

それでは報告の1「小・中・特別支援学校卒業式の臨席について」ですが、今年度の卒業式は、小学校と特別支援学校の小学部・中学部が3月23日、中学校は、見附中学校と南中学校が3月9日、今町中学校が3月13日、西中学校が3月10日、特別支援学校の高等部が3月16日に卒業式を行います。

資料をご覧ください。今年度も市長、副市長、教育長、教育委員、3課の課長で出席者を割り当てさせていただきました。当日はよろしく願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告、説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので次に移ります。

報告2「平成28年度不登校児童生徒・いじめ認定件数について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

それでは、資料の「不登校児童生徒状況報告」をご覧ください。平成28年度の見附市の不登校の状況ですが、不登校の小学生は4人、中学生は28人、合計32人となっております。発生率は、小学校が0.40%、中学校が2.77%となり、見附市の不登校児童生徒の割合は、1.06%となっております。

見附市の不登校児童生徒の発生率は、国や県の発生率を下回っており、過去3年間、不登校児童生徒数、発生率とも年々下回っています。

次に、28年のいじめの認知件数は、小学校が3件、中学校が12件、合計15件のいじめを認知しております。学校の適切な対応により、全て解決済みで、重大事案は発生しておりません。

いじめの認知件数が過去3年で増加傾向にありますが、これは文部科学省の指導により、26年度調査から各校がいじめを積極的に認知し、しっかり対応するようになってきているからということでもあります。以上です。

教 育 長

只今の報告説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

いじめ認知件数についてですけど、全国的に新聞、雑誌、ニュースなどの報道を聞いていると、例えば、担任がいじめを分かっていたけど、学校や市教委に報告しなかった、ということが、ついこの間もどこかの市であったと報道されていましたが、見附市として、いじめを認知することについての「評価」、「とらえ方」をどういう進め方をしているのですか。結局、報告を上げることが、学校にとっては結局マイナス評価になってしまうのではないかとの思いを担任や学校が思っているのではないのでしょうか。積極的に報告を上げたり、いじめを解決する方向のための報告であるという認識があるのでしょうか。いかがでしょうか。

学校教育課長

質問についてお答えします。いじめの認知についての市教委、学校の考えとしましては、積極的に子どもたちの様子を見ながら認知、解決するという方向で校長会を通して各教諭に指導をしているところです。各学校には担任がいじめを把握しながら報告をしないという全国での事案を踏まえて、全校体制で担任はもちろんですが担任以外の教諭も含めて複数の目で子どもたちの様子を見

ながら対応していこうということを校長会、教頭会を通じ各学校に周知をしているところでございます。また、各学校では子どもの様子、行動について、定期的に情報交換の会議をしており、複数の目で子どもたちの様子を見守り、情報を共有し、必要に応じて対応に取り組んでいます。そのことから決して、認知をすることがマイナス評価ということではなく、子どもたちにとって、学校生活をより良くするためのものと理解しております。以上です。

教 育 長

他に質問がありますか？

小 林 委 員

あまりいじめが多くあっては困るが、積極的に報告を上げることがむしろプラス評価になるようなムードづくりを積極的に進めるべきではないのでしょうか。そうしないと見落としてしまうことがあるのではないかと。

学校教育課長

委員ご指摘のように思います。いじめの認知件数が増えたから良い、悪いということではなく、積極的に認知することは決してマイナス評価ではなく、むしろプラス評価になるものではないかと認識しております。以上です。

教 育 長

他に質問がありますか？

齋 藤 委 員

まず、貴重な資料提供ありがとうございました。

今まで、見附市の教育の素晴らしい取組に対しての報告が多かったのですが、むしろいじめの認知や不登校を課題提供したことはとても良いことだと思います。これも見附市の教育の現状と思います。

ところで、確認ですが今回示していただいた、この資料は28年度の1年間

の結果ととらえて良いのでしょうか。

学校教育課長

はい。比較することが全てではありませんが、平成28年度中の、見附市、新潟県、全国の結果をまとめたものです。新潟県や全国の数値も参考に、見附市がどういう状況なのかを分析しているところです。

齋藤委員

不登校についてですが、私の感覚的には小学校の不登校児童が思ったより少なく、中学生生徒が多いという印象なのですが、小学校の4人と中学校の28人はほぼ学校に来ていないと理解して良いのですか。

学校教育課長

子どもの状況によりますが、全く学校に登校していない子もいれば、時折登校する子もいて様々です。

齋藤委員

平成27年度は7人不登校がいて、平成28年度は4人となっていますが、減っている主な要因は単に学校を卒業したということなのですか。私も教師をしていましたが、私の経験上では、全欠状況の子が回復して不登校ではなくなるというのは稀なことだと思うのですが。

学校教育課長

手元に資料がないので内訳ははっきりとは言えませんが、単に卒業した子どももいますが、そうではない子どもも含まれていると認識しています。

齋藤委員

もう一点、今度はいじめの件ですが、福島から避難してきた子どもがいじめにあっているということはないのですか。

学校教育課長

その件についても、県の調査があったわけですが、その都度、学校に確認していますが、そのような事案はないと認識しています。

齋藤委員

それともう一点、深刻ないじめとして、教育委員会が直接関わっているいじめはあるのですか。

学校教育課長

深刻ないじめの線引きは難しいと思いますが、いじめの内容については随時、学校から報告をもらっています。その中で、解決に向けての学校の方針を聞かせてもらっている中で、教育委員会として支援や助言をする案件も中にはあります。

齋藤委員

はい。ありがとうございました。

教育長

市教育委員会としては不登校、いじめの状況について年間3回、シェイクハンド訪問を全ての学校に対して行っていますので、その状況について、担当の糶谷学校教育課長補佐から説明してもらいます。

学校教育課長補佐

課長の話のとおりですが、いじめについては平成26年度から文部科学省の方では、いじめの認知を積極的に行っている学校は、逆に子どもの様子をしっかりと把握しているという認識で評価されるようになってきています。同様に市教育委員会でも同じように認識し、解決に向けてのアドバイスを行っているとともに解決に向けて学校と一緒に取組をしているところです。

また、育成センターの伊藤先生と私で学校に年3回シェイクハンド訪問して学校の実態把握に努めているとことです。30日以上の不登校につながるよう

な重大事案はここ3年間、新たな事例は発生しておりません。以上です。

小倉委員

私の認識不足かもしれないが、不登校と30日以上欠席者は何が違うのですか。

学校教育課長

30日以上を欠席するのは一つの目安となるものと考えております。これが繰り返されると不登校となるという認識です。

小倉委員

1カ月に1回学校に行けば、不登校ではなくなるのですか。

学校教育課長

そのあたりのとらえ方は微妙だと思いますが、どちらかと言えば、不登校に近いと考えます。

小倉委員

学校に何らかの理由で行けないのは、不登校と30日以上欠席者の合算ということで良いのですか。

学校教育課長

30日以上欠席者の中には病気、健康によるものも含まれています。

小倉委員

学校に行けない事情は人それぞれとは思いますが、一番多い要因はやはりいじめなのでしょうか。それとも他の理由なのでしょうか。

学校教育課長

本当に様々だと思います。交友関係もあれば家庭環境など様々な要因があり、この要因があいまっていることもあるので、一概にこれが一番多い原因だというものは特定できないと思います。

小 倉 委 員

学校サイドとしても、なるべく学校に来るように指導しているわけですね。

学校教育課長

そういう対応を取る場合もあれば、医療機関による診断でそういう指導をできない場合もありますので、積極的に学校にきてほしいというシグナルを出せない状況もあるのが事実です。ただ、学校としては、だからといって、学校とのつながりを断ち切らないよう工夫をするようにはしています。

小 倉 委 員

過去3年間のデータを見てみると、ほぼ人数的には大きな変わりなく何らの事情で学校に行かないことがあると思うのですが、何年間も学校に行かなかった場合の学習面での支援をどのように考えているのですか。

学校教育課長

個々の事情によって対応は異なりますが、学校、学習に関して本人の拒否反応がなければ、担任が出向いて学習指導を行うこともできますが、学校、学習に対する拒否反応があれば、なかなかできない状況もあります。

小 倉 委 員

はい。わかりました。ありがとうございました。

武 田 委 員

この報告について、子ども間のいじめだけではなく、先生と生徒のトラブルについてはこの報告は含まれているのですか。

学校教育課長

この報告については、今のことはカウントに含まれておりませんが、各学校からは先生と生徒とのトラブルは報告に上がってきております。それに関しては、いじめと同様に指導、助言するなどの対応を行っております。

武 田 委 員

それでは、先生と生徒のトラブルについても教育委員会に報告が上がっているということでもいいのですね。

学校教育課長

はい。学校からは報告は上がっております。

教 育 長

他にご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

ないようですので、以上で報告事項を終了させていただきます。

引き続き、日程の3に移ります。議第1号「専決処分について」を議題いたします。学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議第1号「専決処分について」、2ページをご覧ください。

田井小学校、見附中学校で学校医を委嘱しておりました 小林政春学校医より、職を辞したい旨の申し出がありました。それに伴い医師会から後任者として適任な者の推薦がありました。

つきましては、小林政春さんを平成29年12月31日付けで解職し、後任として田井小学校の学校医に村上まゆみさんを、見附中学校の学校医に鳥越克巳さんを平成30年1月1日付けで委嘱する専決処分を行いましたので、ご承認をいただくものでございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案通り承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第2号「専決処分について」、教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

3ページをお願いします。議第2号「専決処分について」ということで、次のページの4ページをお願いします。専決第2号「見附市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明します。

現在整備を行っているウエルネスタウン見附ですが、名称が美里町（みさとまち）として告示されたことに伴い、規則の変更の承認をお願いするものです。別表1の改正後と現行の対照表をご覧ください。新潟小学校の通学区域に新たに美里町を追加します。なお、美里町の中学校通学区域は見附中学校となりますが、新潟小学校区域は見附中学校の通学区域としてすでに定められていることから、中学校の通学区域に関する規則の改正は必要ありません。美里町の名称が2月1日付で告示されたことに合わせて、2月1日専決といたしました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案通り承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第3号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

5ページをお願いします。

議第3号、「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

最初に、条例改正の理由ですが、「事務・権限の委譲」を主たる目的とする「第7次地方分権一括法」が、平成29年4月26日に公布され、一部を除き平成30年4月1日から施行されることになりました。このたびの法律の改正により、都道府県に認可権限がありました「認定こども園」が、指定都市へ。その権限を移譲することが可能となりました。

このことから、これまで条例で引用していた法令に条項の繰り下げが生じたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

なお、この法令改正に基づく権限の移譲による本市への影響はございません。

次に、改正条文についてご説明します。「第7次地方分権一括法」の改正に伴う法令の条項が、第3条の第7項以降、2項ずつ繰り下がることとなったため、法令の改正に応じ、本条例に該当する条項を2項ずつ同様に繰り下げ、第9項を第11項に改めてございます。

附則と致しまして、この条例の施行期日を平成30年4月1日とするもので

す。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案通り決定いたしました。なお、議第3号は条例の一部改正でございますので、市議会に提出することにいたします。

教 育 長

次に移ります。議第4号「見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

7ページをお願いします。

議4号、「見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明致します。

このたびの要綱の改正は、助成の申請の際に添付する受診証明書の様式を県の様式変更に合わせて、本市受診証明書を様式変更させて頂くもので、これまで経過措置により任意に認められてきた様式を県様式改定時に遡り改めたいとするものであります。

附則としまして、施行期日を公布の日からと定め、平成29年12月1日から遡及適用させて頂くものであります。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案通り決定することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案通り決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第5号「平成30年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を議題とします。

最初に、教育部長から主旨説明してもらい、続いて関係課長に説明を求めます。

教 育 部 長

議題5号「平成30年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」説明させていただきます。

それでは、平成30年度当初予算の概要をご覧ください。

まず、1ページをお願いいたします。

見附市の一般会計の当初予算の全体像につきましては、「平成30年度当初予算の総括」に記載のとおり、「206億4,000万円」となり、昨年度比「19億7,000万円」、率にして「10.6%」の増であり、当初予算としては過去最大の規模となっております。

主たる増額要因は、平成29年度から平成30年度の2か年事業として取組む「新ごみ処理施設整備運営事業」に「約45億円」、「青木浄水場更新事業」として、一般会計から水道事業会計に繰り出す額「約4億4,000万円」、柳

橋町地区内で、新たに美里町と町名を改め、「ウェルネスタウン」宅地造成事業に「4億4,500万円」のほか、見附駅周辺整備や市野坪町調整池の統合などが増加要因とされております。

次に、2ページをお願いいたします。

各会計別歳入歳出予算総括表では冒頭で申し上げましたとおり、昨年度比で「10.6%」増加しました一般会計のほか、それぞれ4事業の特別会計及び企業会計の前年度との比較をお示しさせて頂いております。

4ページをお願いいたします。

一般会計歳出の事項別明細のうち、教育委員会事務局関連経費としては、こども課関連予算を含む衛生費が「約20億円」の増額で、率にして前年比44.8%の伸びを示しておりますが、これは冒頭で説明しました「新ごみ処理施設整備運営事業」「約45億円」が衛生費で計上されているためのもと思われまます。

教育総務課及び学校教育課関連予算であります教育費は、前年比「約5,600万円」ほど減額、率にして「4.6%」縮減しておりますが、これは、例年、年次計画により実施してきました学校施設等の大規模改修を、平成30年度は、これを見送ることとなったためと考えられます。

6ページをお願いいたします。

これまでの一般会計予算の推移がグラフとして表示されており、平成26年度から過去最大規模の予算が5年連続で更新している状況でございます。

7ページをお願いいたします。

「重点施策の概要について」は担当課ごとに説明いたします。

まず、こども課から説明いたしますので、22ページをご覧ください。

4. 「人が育ち人が交流するまちづくり」(1) 「子育て環境の充実に努めま

す」の①「仕事と子育てが両立できる環境を整備します」であります。

例年に引き続き、公立保育園、私立保育園、幼稚園、認定こども園などの就学前児童の保育・教育に要する経費や病気の回復期にある子どもをお預かりする「病後児保育事業」、小学校児童の放課後健全育成のため、放課後児童クラブ事業に取り組んでまいります。

公立保育園である「見附保育園」が、平成30年4月1日から民営化することに伴い、公立保育園が5園から4園となることから、運営費を、「約2,600万円」減額し、一方、民営化により私立保育園が5園から6園となりますので、運営費を「約9,700万円」程増額してございます。

また、放課後児童クラブ事業費の増額は、教育総合会議で説明しましたとおり、新たに9か所目となる新規学童保育施設が開設されるための経費を見込んだものでございます。

次に②「安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整えます」では、子育て支援センターなどの「子育て支援事業」、「子どもの医療費助成事業」、「子どもの感染症予防事業」を実施するとともに、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を展開するため、平成28年度に開設しました、見附版ネウボラ事業に取り組むこととしております。

そのほか、安心して妊娠出産できる環境を整えるため、ご覧いただく事業を継続実施致します。

総じまして、各事業ともに、前年と比べ減額の傾向をお示しさせて頂いておりますが、これらは、あくまでも前年度実績額を基本ベースとして、過小・過大な予算規模とならないよう精査し、積算させて頂いた結果と考えております。

こども課は以上です。

教 育 長

続きまして、学校教育課が説明いたします。

学校教育課長

23 ページ下段からの(2)「たくましく生きていく「生きる力」を育成します」以降をご覧ください。

学校教育課の平成30年度新規事業としては、②「豊かな人間性と社会性の育成を図ります」の下段にある、プラチナ未来人材育成塾派遣を計画しております。

プラチナ未来人材育成塾派遣事業は、プラチナ構想ネットワーク主催、総務省・文部科学省・経済産業省後援により2013年からスタートした事業である「プラチナ未来人材育成塾」に見附市内4中学校から2年生各1名の計4名を派遣し、見附市、新潟県そして日本をリードできる人材を育成することを目的として行う事業です。

このプラチナ未来人材育成塾では、日本や世界で活躍する著名人の講義や日本の全国各地から参加している中学生とのグループワークを通して参加者自身の未来について考え、具体的な目標を持って取り組んでいける力を身に付けられるようなプログラムが組まれております。4泊5日の研修で全国各地の中学生との交流や日本を代表する著名人の講義などをおして、自分の考えを他者に伝え、他者を敬い、協調性を身に付けるとともに、未来の社会づくりに貢献するための見方・考え方などの資質・能力を育成し、見附市、新潟県、日本をリードできる人材の育成を目指すことができると考えています。予算としては、参加費と往復の交通費等を含め33万円をお願いしているところです。

この新規事業の他に①「確かな学力の向上をはかります」では、現在、外

部指導者2名を招聘して実施している教師力向上研修「師がく」で、指導者を1名増員して、小中学校の英語学習の指導を行い、現場の教員の不安に対応できるようにしたいと考えています。

また、今年度から行っている部活動外部顧問派遣事業を拡充させたいと考えております。具体的には、現在1中学校1種目に派遣しているものを、2種目に拡大するというものです。各中学校では、教員の時間的負担軽減と併せて、得意ではない種目を指導するという精神的な負担軽減でも成果が出ていると聞いています。

学校教育課は以上です。

教 育 長

続きまして、教育総務課が説明いたします。

教育総務課長

「平成30年度当初予算の概要」の23ページのまん中やや下側をご覧ください。

昨年度より実施した学校給食費補助を来年度も継続し、1642万7千円を計上します。今年度実績としては、2月現在の申請者数で232人、補助金約1,280万円となっています。

24ページをお願いします。

②「伝統文化の継承に努めます」の、耳取遺跡保存活用事業722万8千円ですが、遺跡発掘調査の報告書作成に伴う費用と今年度策定予定の保存活用計画に基づく基本計画の策定に向けた庁内組織による検討や外部アドバイザー謝金などを計上するものです。

25ページをお願いします。

(4)「快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」の②「安全安心

で快適な教育環境の整備を進めます」の学校施設劣化状況調査費180万円で
すが、今後、老朽化した学校施設の整備にあたっては、単なる解体・改築では
なく、大規模改修による建物の長寿命化を基本に考えています。そのための計
画づくりに必要な建物の劣化度調査に必要な経費を計上するものです。

その下段、特別支援学校職員室増設523万8千円ですが、来年度、小学部
と中学部の児童・生徒の増加に伴い、教職員8名の増員が予想されます。現在
の職員室も設計当初の定員を大幅に超えており、新たなスペースが必要なこと
から、敷地内にプレハブの職員室を増設するための費用を計上するものです。

その下段、中学校空調設備設置工事3,900万円ですが、中学校の3階普
通教室と見中、今中の音楽室にエアコンを設置する費用を計上するものです。
国の補正予算として内定したことから、今年度の補正予算として3月議会に計
上し、全額を来年度に繰り越す予定でございます。

次に、28ページをお願いします。

(2)「収入の確保に努めます」の中で、来年度から稼働予定の新学校給食セ
ンターを、給食調理を行わない時間帯に民間事業者の有料で使用させること
により、収入の確保を図ろうというものです。30年度当初予算として年間で3,
321万円を計上しましたが、現在、民間利用の開始時期や必要な手続きにつ
いて、国、県と協議を行っているところです。

以上でございます。

教 育 長

続きまして、まちづくり課が説明いたします。

まちづくり課長

平成30年度のまちづくり課の教育関係主要事業予算についてご説明をいた
します。

25ページをお願いいたします。

(5) 「ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます」についてです。

①「生涯学習を支援します」では、公民館自主事業として講座開催の謝金など、424万9千円を計上しております。

②「芸術・文化の充実に努めます」では、みつけ市民ギャラリー管理費として、3403万2千円ですが、これは市民ギャラリー管理運営委託料などの経費を計上したものです。

アルカディア音楽祭補助事業の150万円ですが、26回目を迎える音楽祭開催事業への補助金です。

小中学生音楽鑑賞事業の218万5千円ですが、見附市の音楽プロデューサーをお願いしています、船橋先生の企画による小中学生音楽鑑賞事業などの経費でございます。

26ページをお願いいたします。

③「スポーツや健康・体力づくりの活動を推進します」では、ジュニア層の選手の育成強化を図る、地域ジュニア競技育成事業に60万円を計上しました。

総合型地域スポーツクラブ事業補助の70万円ですが、こちらは、NPO法人見附市総合型地域スポーツクラブの運営費補助金でございます。

以上でございます。

教 育 長

説明が終わりましたが、只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

学校教育課への質問ですが、部活動外部顧問派遣事業は、平成30年度は今

の倍の外部顧問を派遣して事業を拡大するということだと思いますが、1中学校あたり1種目を、2種目にするという点について、本当に外部顧問を必要な学校にはもっと多く派遣して、例えば3人を派遣して、逆にそれほど必要のない学校には1人しか派遣をしなくてもいいのではと考えますが、いかがでしょうか。

学校教育課長

原則としては、ここにお示ししている通りではありますが、各学校2種目と考えております。各中学校に必要度を聞き取ると、各学校ともに2種目は必要というニーズがあると認識しています。

齋藤委員

これから学校に聞き取って、2種目の部活を決めるのですか。ただ、学校によっては、真に必要であれば2種目以上を要望しても良いのではないですか。また、反対に1種目で良いという学校があれば、必要に応じるべきで、一律に各学校2種目にするのはいかがかと思いますが。

学校教育課長

さきほどもご説明したとおり各学校に聞き取ると、今のところ2種目は必要ということを知っていますので、予算の都合もありますが、平成30年度は原則一律2種目にしたいと考えています。ただ、齋藤委員ご指摘のとおり、要望を聞き取る中で1種目で良いということがあれば、その時は検討していきたいと考えています。以上です。

齋藤委員

わかりました。平成30年度は原則2種目ということですが、これから3年、4年、5年先も種目を増やすということは考えていないのですか。

学校教育課長

今後の部活動の在り方、教職員の配置状況によってもニーズが変わってくると思います。また、スポーツ庁は部活動のガイドラインを示したり、それに基づき新潟県も部活動の在り方についての方針を示します。また、それを受けて見附市としてどうしていくのかを検討していきます。国の動きが変わりつつある中で、今の部活動指導の在り方がどうなっていくのか。例えば、地域に部活動指導が移行するというのも無いとは言えないと思います。そういう意味では国や県の動きを注視していく必要があると感じています。

齋藤委員

社会体育に移行するのはまだまだ先の話のような気もするのですが、実際は難しいと思います。

教育長

他にご質問はございませんか。

小倉委員

先ほど、教育部長から教育費の予算減については、学校改修を見送ったとお話があったように思いますが、学校施設の長寿命化を図るため調査を30年度に実施をして、その結果として改修が必要であれば、31年度以降に予算取りを行っていくものと考えてよろしいでしょうか。

教育総務課長

長寿命化で行うというのは老朽化した校舎を調査して、市内全13校の立て替えを計画的に進めて行くうえで、長寿命化計画を策定するという意味でありまして、30年度の学校改修費の予算減と直接結び付くというのではなく、例年ですと、例えば、今年度はどこかの学校の外壁改修を行い、来年度はどこかの学校の空調を改修したりなどの大規模な改修を毎年行っていたのですが、30年度予算の査定の段階で、そのような大規模な改修を今回は見送ることと

なったため、予算の減となったものです。ただし、それは当初予算の段階でありまして、どうしても緊急的に改修しなければならないような事案が発生した場合には補正予算で対応することになると思います。あくまで当初予算の段階では減になったものです。

教 育 部 長

冒頭でもお話ししたとおり、ごみ処理施設や浄水場、給食センターなどの大型事業が立て続けに予定されておりまして、教育関係費だけではなく、全庁的に30年度予算の査定が厳しくなった、というのが正直なところであります。

教 育 長

他にありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案通り同意することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案通り同意することに決定いたしました。

教 育 長

次に議第6号「平成29年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を一括して議題とします。

関係課長に説明を求めます。教育部長、学校教育課長、教育総務課長の順に説明をお願いいたします。

教 育 部 長

13ページをご覧ください。

第3款1項1目、社会福祉総務費のうち、「ひとり親家庭等医療給付事業」の

補正につきましては、当初予算の算定基礎として見込んでおりました医療に要する給付費が、見込み額を上回る状況にあるため、225万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いします。

同じく、社会福祉総務費のうち、「ひとり親家庭自立支援事業」の補正は、看護師等の国家資格を取得するための訓練促進給付を120万円減額するもので、当初見込みよりも、申請者が少なかったことによるものであります。

16ページをお願いいたします。

第3款2項2目、児童措置費のうち、「児童措置事業」194万8千円の増額は、代替職員として雇用致します非常勤職員の賃金でございます。

17ページをお願いいたします。

同じく、児童措置費のうち、「公立保育所運営事業」50万円の増額は、保育園での暖房費用の不足額を補うための増額をお願いするものです。

18ページをお願いします。

同じく、児童措置費のうち、「へき地保育所運営事業」30万円の増額は、へき地保育園4園に通園する乳幼児数の実績により補正をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

第3款2項4目、「児童手当費」2,507万円の減額は、受給対象児童数の実績を見込み減額するものでございます。

20ページをお願いします。

第3款2項5目、児童扶養手当費のうち、「児童扶養手当等交付事業」500万円の減額は、物価スライド制を適用致します手当月額が、当年度、前年の消費者物価指数を下回る結果となったため、実績を見込み減額をお願いするもの

でございます。

21ページをお願いします。

第4款1項3目、予防費「子どもの感染症予防事業」3,200万円の減額は、定期予防接種の実績見込みにより、「ワクチン代等消耗品費」1,550万円、「予防接種委託料」1,650万円の補正をお願いするものです。

減額の主たる要因であります。日本脳炎ワクチンの大半が、熊本県の血清療法研究所で製造されており、2016年4月に発生した熊本地震により製造工場が被害を受け、ワクチンの製造が中止され、全国的に一定期間ワクチン供給が困難となっております。

今後の見込みでは、出荷再開予定は、2018年1月とされ、正常な生産体制が整うまでは、なお引き続き、医療機関での予約が取りにくい状況にあるようです。

なお、日本脳炎ワクチンの第1期接種対象年齢は、3歳から7歳6か月までと、比較的幅が広く、接種期間が十分にあることから、市内医療機関においては、あらかじめ対象者に対し接種の予約を勧め、ワクチンが入荷次第、接種できるよう対応頂いている状況でございます。

22ページをお願いします。

第4款1項4目、母子衛生費のうち、「子ども医療費助成事業」836万8千円の減額は、医療機関への受診者が減少したことによる補正でございます。

23ページをお願いします。

同じく、母子衛生費のうち、「妊婦健康診査助成事業」750万円の減額は、妊娠届け出数の実績を見込み補正するものでございます。

以上でございます。

学校教育課長

引き続き説明いたします。P 24をご覧ください。

10款2項2目、「小学校教育振興費」335万5千円の補正をお願いするものです。

これは、平成29年度より国の補助単価が改定されたことに伴い、これまで同様に国の補助単価に準じた支給を行うために、当初予算の不足分を補正するものでございます。具体的には、「新入学学用品費」が2万470円から4万600円に、「学校給食費」が5万1千円から5万3千円に改定されたことによる不足分であります。

引き続きP 25をご覧ください。

10款3項2目、「中学校教育振興費」70万円の補正をお願いするものです。こちらも、小学校と同様に国の補助単価が改定されたことに伴う、当初予算の不足分を補正するものでございます。具体的には、「新入学学用品費」が2万3千550円から4万7千400円に、「学校給食費」が6万円から6万2千円に改定されたことによる不足分であります。

以上でございます。

教育総務課長

引き続き26ページをお願いいたします。

10款3項1目「中学校管理費」3,100万円の増額ではありますが、今年度、老朽化した南中学校体育館の大規模改修を行うための「設計委託費」800万円を計上していましたが、今後策定する「学校施設長寿命化計画」の中で整備することとしたため、減額するものです。

また、来年度整備を予定している「中学校普通教室等への空調施設整備費」3,900万円ですが、文部科学省の平成29年度補正予算として前倒しで実施するため、今回の補正をお願いするものです。なお、補正予算に計上後、全

額を30年度に繰り越すものでございます。

30ページをお願いします。

繰越明許費として3,900万円の工事費を繰り越します。財源のうち、国の交付金804万6千円を見込んでおります。

次に、お戻りいただきまして27ページをお願いします。

10款6項4目、「民俗文化資料館費」440万円の減額ですが、今年度、国史跡の指定地外の測量を予定していましたが、今後策定する基本計画の進捗に合わせて実施することとしたため、「測量業務委託料」290万円を減額するものです。また、今年度策定予定の「耳取遺跡保存活用計画」について、国の補助金が減額されたため、それに合わせて委託内容の見直しを行い、「委託料」の150万円を減額するものです。また、用地買収に伴い、「用地費と補償費」の間で55万円の予算組替えを行います。

次に、29ページをお願いします。

10款7項5目「給食センター建設費」1,900万円の増額についてですが新センター建設に伴い、「現在の学校給食センターの解体工事費」1,700万円および「設計監理費」200万円の増額をお願いするものです。なお、補正予算に計上後、全額を30年度に繰り越すものでございます。

32ページをお願いします。

繰越明許費として1,700万円の工事費と200万円の委託料を繰り越します。財源のうち、国の交付金533万3千円を見込んでおります。

次に、お戻りいただきまして、31ページの繰越明許費をお願いします。

10款6項4目「耳取遺跡保存活用事業」ですが、用地取得に関する手続等に時間を要し、次年度も継続して「公有地化を進めるための用地費」143万2千円と「補償費」215万7千円の計358万9千円を繰り越すものでござ

います。財源のうち、287万1千円を国の補助金として見込んでいます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第7号、教職員（管理職）人事の内申についてを議題とします。

この事案につきましては、30年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。したがって、本議案の審査は非公開にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。したがって、本議案の審査は非公開とすることとします。

事務局は、議事録の調整について対応をお願いします。

なお、これより、お手元に配布します議案書につきましては、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布させていただきますので、了承をお願い致します。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

■ここから非公開審議■

教育長より、議第7号「教職員（管理職）人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、内申することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり内申することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第7号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成30年第1回見附市教育委員会定例会を閉会させていただきます。

16時17分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

小倉美砂子